

<p>政策の名称</p>	<p><b>1 厳しさを増す犯罪情勢に対応するための警察活動の強化</b>  <b>(6) 被害者対策の推進</b>  ・解剖後の遺体修復、相談・カウンセリング体制の充実、犯罪被害給付事務処理システムの構築等</p>
<p>政策の内容 ・目的</p>	<p>被害者（遺族を含む。以下同じ。）に対して被害者の視点に立ったきめ細かな支援を推進する。  具体的には、  ・解剖後の遺体修復を行うことにより、遺族の二次的被害の防止を図るとともに、捜査への協力確保を図る  ・カウンセリング担当者専科、民間の犯罪被害相談員の委嘱を行うことにより、相談・カウンセリング体制の充実を図り、被害者に対するきめ細かな支援を推進する  ・犯罪被害給付制度に係る事務に関し、警察庁と各都道府県警察本部をオンラインで結ぶことにより、事務処理の迅速化、効率化を図り、早期の犯罪被害者等給付金の支給を実施するとともに、ペーパーレス化を図る等である。</p>
<p>必要性</p>	<p><b>【公益性】</b>  被害者は、その直接的な被害だけでなく、その結果として生ずる精神的苦痛や経済的負担等多くの二次的被害を受け苦しんでおり、こうした状況については、池田市内における児童等に対する殺人並びに殺人未遂事件や新宿歌舞伎町1丁目雑居ビル火災に伴う多数焼死事件等の被害者の置かれている状況の報道等を通じて、広く国民に認識されてきた。  被害者にとって最も身近な機関であり、被害の回復・軽減及び再発防止等について被害者から大きな期待が寄せられている立場にある警察としては、被害者の視点に立った被害者のための各種施策を推進する必要がある。被害者の幅広いニーズに対応するため、被害者に対する情報提供（「被害者の手引」の作成・配付、被害者連絡制度の運用）、カウンセリングの実施、捜査過程における負担軽減（被害者の心情に配慮した対応、施設の改善等）、被害者の安全の確保（再被害防止のための取組みの強化）、関係機関・団体との連携（被害者支援連絡協議会の設置、民間被害者支援団体の設立・活動に対する支援）等様々な施策を実施するとともに、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律に基づく犯罪被害給付制度の適正な運用に努めている。  このような状況にあって、一昨年の通常国会におけるいわゆる犯罪被害者保護のための二法の審議では衆参両院の附帯決議に「精神的支援・経済的支援などを含めた総合的な犯罪被害者対策の推進」等が盛り込まれ、また、昨年の犯罪被害者等給付金支給法の一部改正に係る国会審議においても、衆参両院の附帯決議に「総合的支援体制の整備」等が盛り込まれたところである。</p> <p><b>【官民の役割負担】</b>  警察は、「個人の権利と自由を保護」することを目的に設置された機関である。したがって、犯罪によって個人の利益が侵害されることを防ぐとともに、侵害された状況を改善していくことは、自らの設置目的を達成するために当然に行うべき事柄であり、被害者対策は警察本来の業務である。  ただし、被害者のニーズは、生活上の支援を始め、極めて多岐にわたっているため、警察だけでそのすべてに対応することはできず、きめ細かな総合的な被害者支援を行うためには、民間被害者支援団体等との連携が必要である。</p> <p>犯罪被害給付制度は、通り魔殺人等の故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者の遺族又は身体に障害を負わされた被害者等に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その被害の軽減を図ろうとするものである。これは、昭和56年1月1日に施行された犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律に基づいて実施されているものであるから、行政が担うものである。</p> <p><b>【国と地方の役割分担】</b>  警察の被害者対策への本格的な取組みは、被害者の現状を踏まえ、被害者の視点に立った各種施策を総合的に推進するに当たっての当面の基本的指針を定めた「被害者対策要綱」を警察庁が制定したことに始まるが、第一線に</p>

おける個々具体的な施策の推進は各都道府県警察において行われている。  
 犯罪被害給付制度は、都道府県公安委員会が犯罪被害者等給付金の支給裁定を行い、国庫が支弁するものであり、国と地方の役割分担が明確に行われている。

**【民営化・外部委託の可否】**

被害者対策は、警察本来の業務であることから、警察では、被害者の精神的被害の回復・軽減を図るため、カウンセリング技能を有するカウンセラーの配置を推進している。しかし、精神的被害の回復には、長期的かつ専門的な対応が必要となる場合があるほか、犯罪被害者の中には警察への申告を躊躇する者がいることから、民間の犯罪被害者相談員を委嘱することにより、効率的かつ効果的な被害者支援を推進する。

犯罪被害給付事務の処理に際しては、極めて詳細な被害者等のプライバシーに関わる事項に触れ、捜査上の秘密に関わる事項も含まれることから、法的な守秘義務を課せられた行政が行うべきである。

**【緊急性の有無】**

解剖後の遺体修復は、遺族の二次的被害の防止及び捜査への協力確保、また、相談・カウンセリング体制の充実については、被害者の精神的被害の深刻さにかんがみ、早期に実施する必要がある。

犯罪被害給付制度は、昨年、制度の大幅な拡充が行われ、重傷病給付金の新設、障害給付金の支給対象の拡大が図られたほか、給付基礎額の引上げが行われたことから、今後、支給人員及び支給に必要な経費の大幅増が見込まれるところであり、このような状況に迅速かつ適切に対応するためには、犯罪被害給付事務システムを構築する必要がある。なお、現在、犯罪被害給付事務は、裁定額の算定作業は手作業で行い、統計管理のみ警察庁に設置された犯罪被害給付管理業務用端末装置を使用している。

**【他の類似政策】**

平成11年11月に内閣官房に設置された「犯罪被害者対策関係省庁連絡会議」は、平成12年3月に、関係省庁が当面取り組むべき犯罪被害者対策を報告書として取りまとめたが、その中で、警察が当面取り組む犯罪被害者対策が盛り込まれている。

**【社会情勢の変化を受けた、廃止、休止の可否】**

被害者の置かれた悲惨な状況が広く社会に認識されるとともに、昨今の犯罪情勢の悪化等を背景にして、被害者に対する経済的、精神的支援を求める声はますます高まってきており、廃止、休止することはできない。

達成効果等

**【これまで達成された効果、今後見込まれる効果】**

精神的被害を受けた被害者に対しては、事件発生直後から総合的な支援を実施することが精神的被害の回復・軽減に効果的であるとされており、適切かつ確実に支援を実施するためには被害者支援のための施策・体制の整備充実が必要不可欠となってくる。そこで、警察では総合的な支援を実施するための施策・体制の整備に努めているところであり、被害者の心情に配慮した特別の装備を施した被害者対策用車両を整備したほか、事情聴取室の改善・整備、相談・カウンセリング体制の整備等を推進し、被害者の精神的被害の回復・軽減を図っている。

今後、被害者支援のための施策・体制の整備充実を一層推進することによって、被害者支援が効果的に実施されるようになり、被害者の精神的被害の回復・軽減が確実に図られることが期待される。

犯罪被害者等給付金は、制度発足から平成14年6月末までに約5,300人の被害者、遺族に対し、約124億円が支給されており、これまで被害者の経済的、精神的打撃の軽減に重要な役割を果たしてきた。犯罪被害給付事務処理システムの構築によって、迅速な事務処理による早期の犯罪被害者等給付金の支給が期待されるところである。

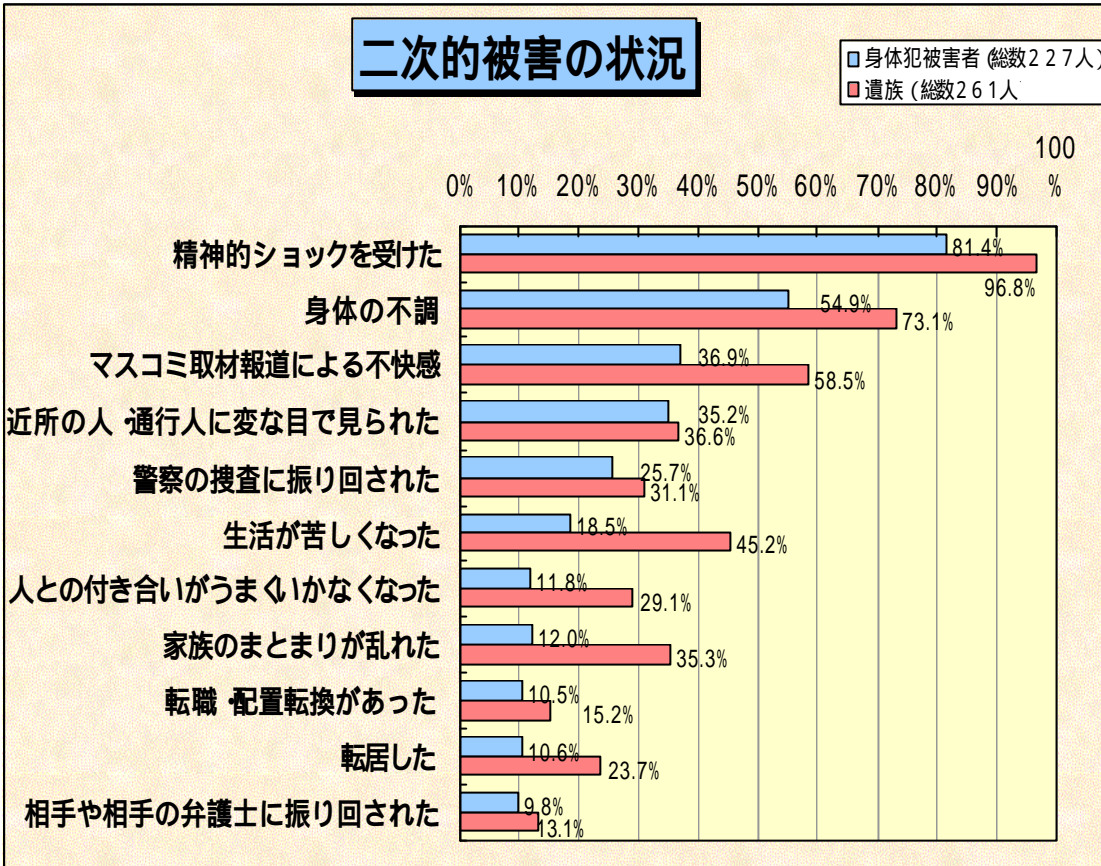
**【効果の発現が見込まれる時期】**

- ・司法解剖が実施されたとき
- ・精神的被害を受けた被害者が相談し、又は、カウンセリングを受けたとき
- ・迅速な犯罪被害給付事務処理により、犯罪被害者等給付金が支給されたとき

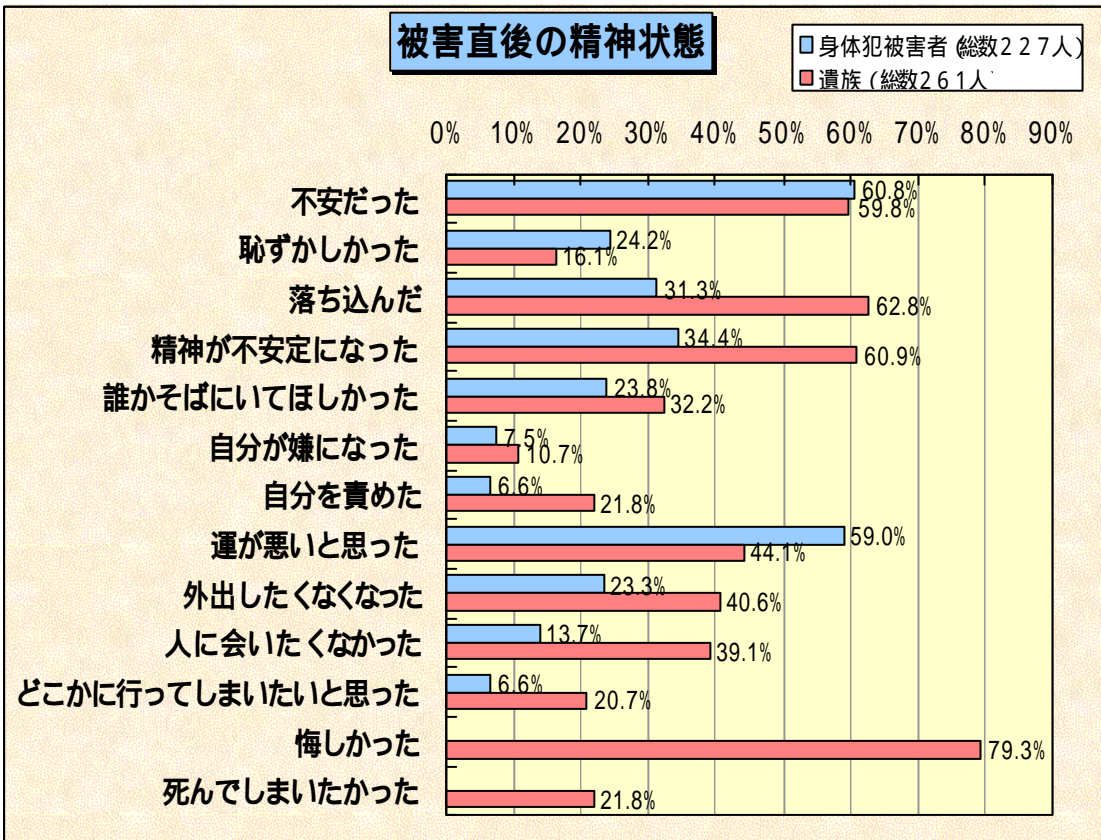
予算額

**【前年度予算額】** 1,354,728千円（内補助金 187,341千円）  
**【平成15年度要求額】** 1,624,931千円（内補助金 256,452千円）

<p>効率性</p>	<p><b>【代替的手段の有無】</b>          司法解剖は犯罪立証上必要不可欠なものであるが、遺族にとっては司法解剖により更に遺体が傷つけられることは耐え難いことである。このような遺族の二次的被害を防止し捜査への協力を確保するためには、司法解剖に伴う切開部等を修復する手段以外に有効な手立てはない。          相談・カウンセリング体制の充実は、限られたマンパワーを効率的かつ効果的に活用する施策である。          今後の申請件数及び審査請求件数の増加に適切かつ迅速に対応するには、犯罪被害給付事務処理システムの構築を図るほかない。</p> <p><b>【他の事業との連携】</b>          多様な被害者のニーズに的確に応えていくため、警察ではなし得ないことや警察には向いていない業務は、他の機関・団体等に適切かつ確実に引き継いでいくことが極めて重要である。国レベルでは「犯罪被害者対策関係省庁連絡会議」、都道府県レベルでは「被害者支援連絡協議会」を設置し、関係機関との連携を図っている。          さらに、近年、被害者を対象として精神的被害回復のためのカウンセリングや直接的支援を行う民間被害者支援団体の設立が各地で進んでおり、警察としても、民間団体に対して、積極的な協力及び支援を実施し、連携を図っている。平成13年4月には、犯罪被害者等給付金支給法が抜本的に改正されて、都道府県公安委員会は、犯罪被害等の早期の軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められる非営利法人を犯罪被害者等早期援助団体として指定することができることとされた。警察本部長等は、犯罪被害者等早期援助団体が被害者等に対して能動的にアプローチできるよう犯罪被害者等早期援助団体の求めに応じ、被害者等の同意を得たうえ、当該被害者等の氏名及び住所その他当該犯罪被害の概要に関する情報を提供することができるようになり、警察と民間団体による効率的な被害者支援が可能となった。</p> <p><b>【効果とコストとの関係に関する分析】</b>          池田市内における児童等に対する殺人並びに殺人未遂事件において、事件発生直後からカウンセリングを始め総合的な被害者支援活動を実施したところ、多くの被害者から感謝の言葉をいただいた。          犯罪被害給付事務処理システムが構築されることによって、迅速な事務処理による犯罪被害者等給付金の早期支給が行われ、被害者の被害回復に資するというメリットは大である。</p>		
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>なし。</p>		
<p>その他</p>			
<p>政策所管課</p>	<p>犯罪被害者対策室</p>	<p>評価実施時期</p>	<p>平成14年8月</p>



犯罪被害者実態調査研究会「犯罪被害者の実態調査報告書」  
(平成4年度～6年度)



犯罪被害者実態調査研究会「犯罪被害者の実態調査報告書」  
(平成4年度～6年度)

犯罪被害給付制度の運用状況（昭和56年（制度発足）～平成13年）

区分		年別	平成10年 以前の累計	平成11年	平成12年	平成13年	合 計
		被害者数 (申請者数)	2,856 (4,462)	222 (349)	290 (447)	307 (499)	3,675 (5,757)
裁定及び 決定者数	支給被害者数 (申請者数)	2,525 (3,949)	157 (258)	181 (276)	357 (567)	3,220 (5,050)	
	不支給被害者数 (申請者数)	148 (216)	14 (20)	13 (17)	33 (55)	208 (308)	
	計 (申請者数)	2,673 (4,165)	171 (278)	194 (293)	390 (622)	3,428 (5,358)	
裁定・決定金額(百万円)		9,247	641	708	1,262	11,858	